

京都府都市農業振興アクションプラン（最終案）について

1 目指す姿

農が育む多面的機能と都市との共生社会の実現

2 課題と方向性

1) 都市部における農業経営の確立

- ・ブランド力はあるが供給量の少ない京野菜や宇治茶等は、需要ニーズに対応した生産量の確保が必要
- ・直販など京都の特徴である多様な流通形態を活かした販売力の強化が必要
- ・農業振興地域外は農地中間管理機構の対象外であるなど、都市農地の貸し手と借り手をマッチングする仕組みが必要
- ・小さい経営面積においても安定した経営を確立するため、6次産業化等の取組の推進が必要



都市農業の経営基盤強化（「ものづくり農業」の推進）

2) 都市農地の有効活用

- ・小規模経営や相続等により営農の継続が困難な都市農地の多様な主体による活用が必要
- ・平成34年には府内の生産緑地の約9割（700ha）が指定後30年を迎え、市町への買取り申出が可能となるが、都市農業者の6割以上は申出延長の意向が未定
- ・都市農地は税制上の負担等により10年間で約20%減少。後継者の不足もあり、相続等を契機とした農地の売却、転用がさらに進むおそれ
- ・都市の憩いと和みのオープンスペースや防災協力農地など、都市と緑の空間の維持による多様な機能の発揮・活用の推進が必要



多様な主体による農地の多面的活用（「ことづくり農業」の推進）

3) 「農」を通じた交流

- ・都市住民の中には農業に興味を持つ人が多いが、実際に「農」に関わる方は少ないことから、都市住民が「農」に関与するきっかけづくりが必要
- ・都市と農業が近接する立地を活かした食育活動などの推進が大切
- ・農村部に比べ都市住民は農業に触れる機会が少ないことから、都市住民に対する農業への理解促進を図ることが必要



都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成

3 施策と具体的な取組

都市農業の対策については、「京都府都市農業推進協議会（仮）」（構成員：京都府、市町村、農業・観光関係団体等）を立ち上げ、都市農地を有する市町村と協同し、推進

1) 都市農業の経営基盤強化（「ものづくり農業」の推進）

農家により伝承されてきた技術や「振り売り」に代表される農業者の顔が見える流通形態など、京都の都市農業を育んできた伝統と文化を活かし、農業経営体の農業経営を維持・発展させ、京都府の都市農業を次世代へ承継

(1) 観光や食産業と連携した農業経営の多角化や立地を活かした多様な流通形態の活用

- ・農家レストランや農産物加工、食産業サプライチェーンの強化、産業ツアー、都市住民を対象とした交流型契約栽培等の6次産業化の推進
- ・生産者と消費者・実需者とのマッチングによる有利な販路（B to B、B to C）の拡大
- ・新たな販路確保に向けた流通ロットの確保など、販売力強化に向けた生産者のグループ化
- ・農業改良普及センターを核とした「京の農業応援隊」による技術指導や農業経営の多角化に向けた幅広い伴走支援の実施

(2) 高品質な農産物生産に伴う技術力の向上と生産条件の整備

- ・農業改良普及センターにより周辺住民に配慮した農薬や肥料散布等の営農技術を普及
- ・農業用施設や機械の導入、農業用排水路の保全等により、高品質な農産物の供給力を強化

(3) 農地の流動化による担い手への集積

- ・市町村等と連携した独自の都市型農地バンクの設置。
- ・農業経営体を対象とした施策、法律及び制度等の相談窓口の設置

2) 多様な主体による農地の多面的活用（「ことづくり農業」の推進）

都市農地が今後も安定的に維持され、農地の有する多様な機能を発揮し、都市インフラの重要な要素として理解され、都市と「農」が調和したまちづくりを形成するため、農地の活用を目的とした流動化対策や新たな「農」の担い手確保、緑地空間の活用等を推進

(1) 多様な主体による新たな農地活用

- ・NPO 法人や福祉事業者など農業分野以外からの参入企業や小規模農業者等による教育・健康・農福連携等の活用を推進するため、都市型農地バンクの開設や相談窓口の設置、小型農業用機械のシェアリングを推進

(2) 都市空間・インフラとしての確保

- ・生産緑地制度や防災協力農地の重要性を普及啓発

3) 都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成

都市と農業が近接する京都の特徴を活かして、都市住民による農業への参画や体験型食育の推進、体験農園等の「農」に親しむ場の創出など、これらの取組を核とした地域コミュニティの形成を図り、都市住民が農業・農の空間に積極的に関わることにより、暮らしに「農」が取り入れられた共生関係を構築

(1) 「農」を通じた人と人との交流促進

- ・ 体験農園や市民農園等の開設支援により、「農」を身近に感じる機会を創出
- ・ 子どもたちを対象とした学習農園を利用した情操教育の推進
- ・ 生産者直売マルシェなど地場野菜を直接購入できる機会を創出し、都市住民と生産者の交流を促進
- ・ 都市農業者や八百屋、直売所等による身近な「農」を活かした食育活動や地産地消を推進
- ・ 多彩なイベント等の情報の発信（京都府農業のショーケース）

(2) まちからむらへの掛け渡し

- ・ 京都援農隊（事務局：京都府）活動の推進により、農業に興味を持つ都市住民が不足する農業の労働力を補完したり、就農・就業をしたりする機会を創出
- ・ 移住希望者や週末農業者を対象とした「農業塾」を開講し、府全域の将来の農業担い手を育成